

種名称の保護と、商標法上の保護とのどちらで保護を求めらるかについても、予め検討しておくことが望ましい。例えば、我が国では、品種名称について、品種登録制度と商標制度では重複保護は認められず、いずれか一方でのみ保護が認められる（商標法第4条1項14号および種苗法第4条1項および同41条）。そして品種登録を受けた品種名称は、その登録期間が満了した後には、普通名称化する（商標審査基準）。このため、品

表5 米国における植物新品種の保護制度

保護形態	植物品種保護証	植物特許	一般特許
法律	植物品種保護法 (Plant Variety Protection Act (PVPA)) (7 USC § 231-)	植物特許法 (Plant Patent Act) (35 USC § 161-164)	特許法 (Utility Patent) (35 USC)
所管庁	米国農務省植物品種保護局 (USDA PVPO)	米国特許商標庁 (USPTO)	
保護される植物の種類	有性繁殖植物及び塊茎植物	無性繁殖植物	全植物
保護される対象	特定の一植物品種	特定の一植物品種	品種に限らず、包括的的植物も可能
登録要件	未譲渡性、区別性、均一性、安定性	有用性、新規性、非自明性	
新規性又は未譲渡性の欠如の要件	国内において出願日の1年よりも前、又は外国において出願日の4年よりも前に、育成者またはその同意を得て他の物へ販売、譲渡がなされていた場合	米国における出願日より1年を超える以前に、米国外に外国において、特許され若しくは刊行物に記載され、又は、米国内において公用若しくは販売されている場合	
標本提出	種子 3000粒 等	審査官から植物体サンプルの提示を求められる場合がある	必要に応じて、植物種子を寄託機関(ATCCなど)に寄託することができる
農家の自家増殖	農家の自家増殖に関する権利が認められている	規定なし	
存続期間	保護証発行から20年間(樹木等は25年間)	出願から20年間	

における保護対象植物、育成者権の存続期間およびその効力が及ぶ範囲について整理して示す<sup>(1)</sup>。

(1) 米国

米国では、植物新品種の保護は、①植物品種保護法 (Plant Variety Protection Act (PVPA)) (7 USC § 231-) (米国農務省植物品種保護局 (USDA-Plant

Variety Protection Office) 所管)、②植物特許法 (Plant Patent Act) (35 USC § 161-164) (米国特許商標庁 (USPTO) 所管)、および③一般特許法 (Utility Patent) (35 USC) (USPTO所管) の3種類の制度によって保護される。表5に、これら3つの制度を比較して示す<sup>(1)</sup>。これらの制度の内、植物品種保護法 (PVPA) は、

③各国の制度の概要

表4に、主要各国のUPOV条約の批准状況、各国に

表4 主要な国における植物新品種の保護制度

国名	UPOV条約 (批准年)	保護対象植物 (2006年6月現在)	存続期間	効力が及ぶ範囲
日本	○ 91年条約 (1998)	全植物	25年 (樹木等は30年)	①種苗 ②収穫物 ③一部の加工品
米国 (植物品種保護法)	○ 91年条約 (1999)	全植物	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
EU (欧州共同体品種法)	○ 91年条約 (2005)	全植物	25年 (樹木等は30年)	①種苗 ②収穫物
中国	△ 79年条約 (1999)	157品目 (2010年3月現在) (大豆、いぐさ等は対象外)	15年 (樹木等は20年)	①種苗
韓国	○ 91年条約 (2002)	下記品目の種苗および酒造原料を除く、全植物 (2009年5月よりいちご、きいちご、温州みかん、ブルーベリー、さくらんぼ)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物 ③一部の加工品
シンガポール	○ 91年条約 (2004)	15品目 (ラン類8品目、観賞樹5品目等)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
ベトナム	○ 91年条約 (2006)	15品目 (イネ、大豆、キウ、トマト等)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
インドネシア	× 未締結 (91年条約の批准検討中)	全植物	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
マレーシア	× 未締結 (91年条約の批准検討中)	全植物	20年 (樹木等は25年に延滞可能)	①種苗 ②収穫物
フィリピン	× 未締結 (91年条約の批准検討中)	全植物	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
タイ	× 未締結	50品目 (2010年2月現在) (イネ、大豆、トマト等)	12年、17年、27年 (植物により異なる)	①種苗
台湾	× 未締結	124品目 (2010年2月現在) (野菜、花卉類、果樹、作物等)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物 (指定の植物) ③一部の加工品 (指定の植物)

令和2年11月12日 (木) 衆議院農林水産委員会

亀井亜紀子 (立憲民主党・社民・無所属)